

公益社団法人企業メセナ協議会 「助成認定制度」寄付金募集要項

企業メセナ協議会は 1990 年の設立以来、芸術文化振興のための基盤整備に努め、創造的で活力にあふれた社会、多様性を尊重する豊かな社会の実現を目指し、さまざまな公益目的の事業を展開しています。

当協議会では 1994 年より、芸術・文化活動等への民間寄付を税制面から促進すべく「助成認定制度」を運営しています。「助成認定制度」は、当協議会への寄付金を芸術・文化活動への助成金として交付する仕組みです。ぜひ皆様にご活用いただきたく、ご案内いたします。

■寄付金募集の目的

本制度で「認定」した芸術・文化活動に助成を行うべく、企業・個人等から広く寄付を募ります。寄付金は、協議会が認定した活動ごとに受付け、すべて当該活動を行う団体・個人に助成金として交付します。

■寄付受付期間

平成 29 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日

■対象となる認定活動

芸術文化の各分野を専門とする有識者により構成され、協議会とは利害関係のない第三者機関である「審査委員会」を年 4 回開催し、対象となる芸術・文化活動を認定します。本制度に申請してきた活動について、以下の観点より総合的に審査します。

- 1) 芸術文化の普及向上:当該活動が日本の芸術文化の発展や公共の利益に貢献し得ること。芸術家の芸術創造に刺激を与え得ること。
- 2) 芸術・文化の社会創造への寄与:当該活動が芸術・文化を通じた創造的で活力ある社会づくりに貢献し得ること。
- 3) 活動の実現性:当該活動の企画が、スケジュール、必要経費・資金などの面において十分に検討され、妥当性があり、実現の可能性が極めて高いこと。
- 4) 活動主体:活動主体が、申請資格を十分満たしていること。
- 5) 寄付獲得の意欲:本制度の趣旨を理解し、積極的に寄付を募ろうとする意欲が見られること。

※ 認定活動は、企業メセナ協議会の芸術・文化への寄付に関するポータルサイト「かるふぁん！」に掲載しています。

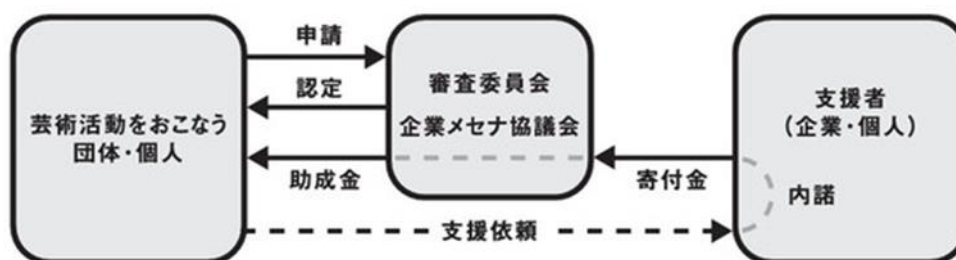
<https://culfun.mecenat.or.jp/project/adoption/list/1>

※ 事業費総額が 3,000 万円以上、または当該活動に対する寄付金総額が 1,000 万円を超える活

動は本制度の対象となりません。

■寄付金の扱いについて

寄付者から助成認定活動を行う団体・個人への寄付金の流れ



本制度で協議会が認定した活動に対する寄付金は、その同額を、認定活動を行う団体・個人に「助成金」として交付します。寄付金は、指定正味財産として受け入れ、助成金専用口座で残高を管理し、用途の限定された特定資産として管理します。

公益社団法人である企業メセナ協議会への寄付金は、税制優遇（寄付金控除*）の対象となります。協議会が寄付金受領後に発行する「領収証」および「認定証」（公益社団法人の証明書）、「税額控除に係る証明書」は、優遇手続きに必要ですので、大事に保管してください。再発行はできません。

*「寄付金控除」

法人の場合：一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、寄付金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入、個人の場合：特定寄付金として、一定の金額を税額控除または所得控除

優遇内容については、企業メセナ協議会の芸術・文化への寄付に関するポータルサイトに記載の「寄付金控除について」、または国税庁のホームページをご覧ください。

■寄付金の受入先

三菱東京UFJ銀行 本店 普通口座 7423997 公益社団法人企業メセナ協議会

※請求書・領収証等の発行手続きを簡便にするため、協議会の芸術・文化への寄付に関するポータルサイト「かるふぁん！」(<https://culfun.mecenat.or.jp/>)より、寄付手続きを行っていたらご案内しています。

■募集責任者

公益社団法人企業メセナ協議会 理事長 尾崎元規

【本件に関するお問合せ】 公益社団法人企業メセナ協議会 助成認定担当

〒108-0014 東京都港区芝 5-3-2 アイセ芝ビル 8階 TEL 03-5439-4520 FAX 03-5439-4521